

平成 22 年度 政治資金規正法の規定による 収支報告閲覧対象文書の写しの交付の実施状況

平成 23 年 5 月 18 日
岩手県選挙管理委員会

この資料は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに受け付けた政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求件数等を取りまとめたものです。

1 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求の状況

平成 22 年度における政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求件数は **5 件** でした。

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求件数	計	交付方法			
		複写機により白黒で複写したもの	スキャナにより電子化し、F D に複写したもの	スキャナにより電子化し、C D-R に複写したもの	スキャナにより電子化し、D V D-R に複写したもの
	5	4	0	1	0

2 収支報告閲覧対象文書の写しの請求があった政治団体の状況

平成 22 年度において収支報告閲覧対象文書の写しの請求があった政治団体数は **延べ 161 団体** でした。

収支報告閲覧対象文書の写しの請求があった政治団体数	計	収支報告閲覧対象文書			
		平成 18 年分 (平成 19 年 公表分)	平成 19 年分 (平成 20 年 公表分)	平成 20 年分 (平成 21 年 公表分)	平成 21 年分 (平成 22 年 公表分)
	延べ 161 団体	延べ 2 団体	延べ 4 団体	延べ 4 団体	延べ 151 団体

※ 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求をすることができるのは、収支報告書の要旨を公表した日から 3 年間です。

※ 収支報告閲覧対象文書については、県選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。